

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例
【改正案】

別表第2

1 特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域に適用する有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
シアノ化合物	検出されないこと。
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

2 その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準

変更箇所	変更前	変更後 (改正案)
別表第2の2 備考5	この表の～旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の2に掲げるもの)を～。	この表の～旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の3に掲げるもの)を～。

3 項目に係る排水基準

変更箇所	変更前	変更後 (改正案)
別表第2の3 生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量 浮遊物質量	旅館業及び～(水質令別表第1の第66号の2及び～) 共同調理場、～(水質令別表第1の第66号の3から第66号の7まで、～)	旅館業及び～(水質令別表第1の第66号の3及び～) 共同調理場、～(水質令別表第1の第66号の4から第66号の8まで、～)
別表第2の3 備考10	この表の～旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の2に掲げるもの)を～。	この表の～旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の3に掲げるもの)を～。